

船橋市文化振興推進協議会の傍聴に関する要領

1 趣旨

この要領は、船橋市文化振興推進協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、会議の開催の都度、船橋市文化振興推進協議会の会長（以下「会長」という。）が定めるものとする。

3 傍聴手続き

- ①会議の傍聴を希望するものは、会議を開催する会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、傍聴券を受け取る。
- ②傍聴の受付は先着順で行うが、受付開始時に傍聴定員を超えるときは、抽選により決定する。
- ③前各項の規定にかかわらず、会長が認めるものは、会議を傍聴できるものとする。

4 傍聴することができない者

- ①酒気を帯びていると認められる者
- ②会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- ③前2号に掲げるもののほか、会長が特に傍聴することを不相当と認める者

5 遵守事項

- ①会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと
- ②会場において、飲食、喫煙はしないこと
- ③事務局の指示に従うこと
- ④その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと

6 写真等の制限

傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

7 違反に対する措置

傍聴人が上記に違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

8 施行年月日

この要領は平成29年10月10日より施行する。